



許可番号 第 02520015763 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川796番地の7

氏 名 株式会社安田組
代表取締役 安田勉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 3 年 11 月 5 日

許可の有効年月日 令和 8 年 11 月 4 日



1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔破碎〕
産業廃棄物の種類

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これ
に類する不要物

（以上 2項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

設置場所：滋賀県東近江市大清水町字一斗川原533番1、534番

設置年月日：平成12年10月5日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず1,077t/日
工作物の新築、改装または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物1,077t/日

許可年月日：平成13年2月1日

許可番号：平成12年11月29日政令第493号による産業廃棄物（がれき類）破碎施設

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 11 月 5 日 新規許可

平成 28 年 11 月 5 日 更新許可

令和 3 年 11 月 5 日 更新許可

令和 4 年 5 月 13 日 処理施設の変更（処理能力の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

